

保安規定・審査基準等対比表

保安規定審査基準	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考
<p>使用規則第2条の12第1項 第3号 使用施設等の管理を行う者の職務及び組織</p>	<p>第2章 保安及び保安品質マネジメントに関する組織</p>	<p>備考</p>
<p>1. 使用施設等に係る保安のために講ずべき措置に必要な組織及び各職位の職務内容が定められていること。</p> <p>ここで、使用者においては、加工事業者や再処理事業者のように、核燃料物質の取扱いに関して保安の監督を行わせる責任者として、核燃料取扱主任者免状を有する者を選任する義務は課せられていない。しかしながら、令第41条が、周辺監視区域外における一般公衆の放射線被ばくの観点から核燃料物質の数量及び組成を規定したものであることに鑑みれば、同条に定める核燃料物質の使用者においては、自らの保安活動をより確実に遂行していくため、核燃料物質の取扱いに関して指導・助言を行うに足りる知識及び経験等を有する者を保安の監督に関する責任者に選任すること並びにその職務及び責任範囲が保安規定に明記されていることが望ましい。これを踏まえ、以下の事項が明記されていること。</p> <p>(1)保安の監督に関する責任者の選任及び配置に関すること。</p> <p>ここで、保安の監督に関する責任者は、組織の長(代表者、工場長又は事業所の長等)が、使用施設等の構造、核燃料物質の取扱いに関し相当の知識及び経験を有する者の中から選任すること及び当該責任者は、その職務の重要性から、工場又は事業所の長等に対し、意見具申できる立場に配置することが明記されていること。</p>	<p>(職務)</p> <p>第5条 当施設の保安に関する各職位と職務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 社長は、当施設に係る保安上の業務を総括する。</p> <p>(2) 第二研究部長は、ホット試験技術開発室長を指揮監督して、当施設における核燃料物質等の使用等に関する業務の統括を行う。</p> <p>(3) ホット試験技術開発室長は、次の業務を行う。</p> <p>ア、核燃料物質等の使用等に関すること</p> <p>イ、設備並びに機器の運転(操作を含む。)及び保守に関すること</p> <p>ウ、管理区域の作業管理に関すること</p> <p>(4) 安全管理部長は、施設管理グループ長及び放射線管理グループ長を指揮監督して、当施設における保安管理に関する業務の統括を行う。</p> <p>(5) 施設管理グループ長は、次の業務を行う。</p> <p><u>ア</u>、電気設備、非常用電源設備、気体廃棄設備及び液体廃棄設備の運転及び保守業務に関すること</p> <p><u>イ</u>、周辺監視区域の維持及び立入制限に関すること</p> <p><u>ウ</u>、通報連絡設備、消火設備並びに火災警報設備の保守に関すること</p> <p>(6) 放射線管理グループ長は、当施設における放射線管理、放射線測定、被ばく線量の管理及び放射線測定器の管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 管理部長は、管理課長を指揮監督して、当施設における管理全般に関する業務の統括を行う。</p> <p>(8) 管理課長は、次の業務を行う。</p> <p>ア、特殊健康診断に関すること</p> <p><u>イ</u>、社外関係機関との協力体制、その他保安管理に係る取り決め等渉外に関すること</p> <p><u>ウ</u>、使用施設等の保安に係る調達業務に関すること</p>	<p>(2)管理部業務の一部を安全管理部業務として集約(一元化)するため(7箇所)。</p>

※該当箇所を青字で示す。また、変更箇所を赤字で示す。

保安規定審査基準	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考
使用規則第2条の12第1項 第6号 管理区域及び周辺監視区域の設定等	第5章 放射線管理	
<p>1. 管理区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</p> <p>2. 管理区域内の区域区分について、汚染のおそれのない管理区域及びこれ以外の管理区域について表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度の基準値が定められていること。</p> <p>3. 管理区域内において特別措置が必要な区域について講ずべき措置を定め、特別措置を実施する外部放射線に係る線量当量率、空気中の放射性物質濃度及び床、壁その他の他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域への出入管理に係る措置事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域から退出する場合等の表面汚染密度の基準が定められていること。</p> <p>6. 管理区域へ出入りする者に遵守させるべき事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p> <p>7. 管理区域から物品又は核燃料物質等の搬出及び運搬をする際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>8. 周辺監視区域の設定及び措置並びに立入制限等に関すること。</p> <p>9. 役務を供給する事業者に対して遵守させる放射線防護上の必要事項及びこれを遵守させる措置が定められていること。</p>	<p>(周辺監視区域)</p> <p>第30条 周辺監視区域は、別図第31に掲げる区域とする。</p> <p>2 安全管理部長は、前項の周辺監視区域境界に柵を設けるか又は標識掲げることにより、業務上立ち入る者以外の者の立入りを制限する。</p>	<p>(2)管理部業務の一部を安全管理部業務として集約(一元化)するため(1箇所)。</p>

※該当箇所を青字で示す。また、変更箇所を赤字で示す。

保安規定審査基準	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考
使用規則第2条の12第1項 第8号 線量、線量当量、汚染の除去等	第5章 放射線管理	
<p>1. 放射線業務従事者が受ける線量について、線量限度を超えないための措置(個人線量計の管理の方法を含む。)が定められていること。</p> <p>2. 国際放射線防護委員会(ICRP)が1977年勧告で示した放射線防護の基本的考え方を示す概念(as low as reasonably achievable。以下「ALARA」という。)の精神にのっとり、放射線業務従事者が受ける線量を管理することが定められていること。</p> <p>3. 使用規則第2条の11の4第1号ハに基づく床、壁等の除染を実施すべき表面汚染密度の明確な基準が定められていること。</p> <p>4. 管理区域及び周辺監視区域境界付近における線量当量率等の測定に関する事項が定められていること。</p> <p>5. 管理区域内で汚染のおそれのない区域に物品又は核燃料物質等を移動する際に講ずべき事項が定められていること。</p> <p>6. 核燃料物質等(核燃料物質及び放射性固体廃棄物を除く。)の工場又は事業所の外への運搬に関する行為(工場又は事業所の外での運搬中に関するものを除く。)が定められていること。なお、この事項は、第10号又は第11号における運搬に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>7. 原子炉等規制法第61条の2第2項により認可を受けた場合においては、同項により認可を受けた放射能濃度の測定及び評価の方法に基づき、当該認可を受けた申請書等において記載された内容を満足するよう、同条第1項の確認を受けようとする物に含まれる放射性物質の放射能濃度の測定及び評価を行い、適切に取り扱うことが定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>8. 放射性廃棄物でない廃棄物の取扱いに関することについては、「原子力施設における「放射性廃棄物でない廃棄物」の取扱いについて(指示)」(平成20-04-21原院第1号(平成20年5月27日原子力安全・保安院制定(NISA-111a-08-1)))を参考として定められていること。なお、この事項は、放射性廃棄物との仕分け等を明確にするため、第11号における放射性廃棄物の管理に関する事項と併せて定められていてもよい。</p> <p>9. 汚染拡大防止のための放射線防護上、必要な措置が定められていること。</p>	<p>(放射性廃棄物でない廃棄物)</p> <p>第33条の2 放射線管理グループ長は、管理区域内において設置された資材等又は使用された物品を「核燃料物質及び核燃料物質によって汚染されたもので廃棄しようとするもの」でない廃棄物(以下、「放射性廃棄物でない廃棄物」という。)として搬出する場合は、次に掲げる事項を確認する。</p> <p>(1)設置された資材等については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。なお、汚染された資材等については、汚染部位を特定・分離を行った場合、汚染されていない部位について、適切な測定方法により、放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないこと。</p> <p>(2)使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で、適切に管理された使用履歴の記録等により、汚染がないこと。なお、使用履歴の記録等が適切に管理されていなかった物品については、適切な測定方法により、放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ以後に適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われた場合には、その記録等により汚染がないこと。</p> <p>(3)放射性廃棄物でない廃棄物として搬出するまでの間、他の資材等及び物品との混在防止の措置が講じられていること。</p> <p>(4)適切な測定方法によって、念のための放射線測定を行い、測定結果がバックグラウンド変動を考慮した理論検出限界曲線の検出限界値未満であること。</p>	<p>(1)「放射性廃棄物でない廃棄物」の考え方を適用するため。</p>

※該当箇所を青字で示す。また、変更箇所を赤字で示す

保安規定審査基準	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考
使用規則第2条の12第1項 第15号 使用施設等の施設管理	第7章 施設管理	
<p>1. 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の策定並びにこれらの評価及び改善について、「原子力事業者等における使用前事業者検査、定期事業者検査、保安のための措置等に係る運用ガイド」(原規規発第1912257号—7(令和元年12月25日原子力規制委員会決定))を参考として定められていること。</p> <p>2. 使用前検査の実施に関することが定められていること。</p> <p>なお、品質管理基準規則第48条第5項及び品質管理基準規則解釈第48条2の規定に基づき、当該使用前検査等の対象となる機器等の工事(補修、取替え、改造等)又は点検に関与していない要員に検査を実施させることとしてもよい。</p>	<p>(施設管理方針及び施設管理目標の策定)</p> <p>第41条の2 第二研究部長は、当施設の安全確保を最優先として、施設管理の継続的な改善を図るため、施設管理の現状を踏まえて、施設管理方針を定める。また、施設管理の有効性評価の結果に応じて、必要により施設管理の実施方針の見直しを行う。</p> <p>2 第二研究部長及び安全管理部長は、施設管理の実施方針に基づき、管理の改善を図るための施設管理目標を設定する。また、施設管理の有効性評価の結果を踏まえた施設管理目標の見直しを行う。</p> <p>(施設管理の重要度が高い設備・機器に対する定量的な目標の策定)</p> <p>第41条の3 第二研究部長及び安全管理部長は、前条の施設管理目標を踏まえ、所掌する設備・機器のうち重要度の高いものについて、定量的な施設管理目標を策定する。</p> <p>2 第二研究部長及び安全管理部長は、前項の定量的な目標について、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに社長に報告する。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(施設管理実施計画等の策定)</p> <p>第41条の4 第二研究部長及び安全管理部長は、所掌する設備・機器について、第41条の施設管理目標及び前条の重要度が高い設備・機器の定量的な目標を達成するために、次の各号に掲げる事項を定めた施設管理実施計画を策定する。</p> <p>(1) 施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。</p> <p>(2) 使用施設等の設計及び工事に関すること。</p> <p>(3) 使用施設等の巡視(使用施設等の保全のために実施するものに限る。)に関すること。</p> <p>(4) 使用施設等の点検、検査等の方法、実施頻度及び時期(使用施設等の操作中及び操作停止中の区別を含む。)に関すること。</p> <p>(5) 使用施設等の工事、点検、検査等を実施する際に行う保安の確保のための措置に関すること。</p> <p>(6) 使用施設等の設計、工事、巡視、点検、検査等の結果の確認及び評価の方法に関すること。</p> <p>(7) 前号の確認及び評価の結果を踏まえて実施すべき処置(未然防止処置を含む。)に関すること。</p> <p>(8) 使用施設等の施設管理に関する記録に関すること。</p> <p>2 第二研究部長及び安全管理部長は、前項で定めた施設管理実施計画について、核燃料取扱主務者の同意を得るとともに社長に報告する。これを変更しようとするときも同様とする。</p> <p>(保全活動の実施)</p> <p>第42条 第二研究部長及び安全管理部長は、所掌する設備・機器について、前条で定めた施設管理実施計画に従って保全活動を行う。</p>	<p>(2)管理部署の一部を安全管理部署業務として集約(一元化)するため(6箇所)(管理部長及び管理課長の記載削除を含む)。</p>

※該当箇所を青字で示す。また、変更箇所を赤字で示す。

保安規定審査基準	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考
使用規則第2条の12第1項 第15号 使用施設等の施設管理	第7章 施設管理	
	<p>(定期的な自主検査)</p> <p>第42条の3 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、第41条の4で定めた施設管理実施計画に従って、次の各号に掲げるところにより定期的な自主検査を行う。なお、検査にあたっては、必要に応じて対象となる設備を所管する部門と異なる部門の者に行わせなければならない。</p> <p>(1) 施設の保安上特に管理を必要とする設備の定期的な自主検査を年1回以上行う。</p> <p>(2) 施設の保安のために直接関連を有する計器及び放射線測定器の点検校正を年1回行う。</p> <p>2 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、前項の結果、異常を認めた場合は、修理等の措置を講じる。</p> <p>3 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ及び施設管理グループ長は、第1項の定期的な自主検査の結果及び第2項の措置について、第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	(2)管理部業務の一部を安全管理部業務として集約(一元化)するため(9箇所)(管理部長及び管理課長の記載削除を含む)。
	<p>(修理及び改造)</p> <p>第42条の4 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の修理を行おうとする場合に、その修理が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>2 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、当施設に係る建家又は設備若しくは機器の改造を行おうとするときは、その改造が当施設の保安に影響があると認められたときは、あらかじめ第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者の同意を得る。</p> <p>3 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、第1項の修理及び第2項の改造を行おうとする場合は、あらかじめ許認可申請手続きの必要性を確認する。</p> <p>4 ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長は、第1項の修理及び第2項の改造を終えたときは、その状況について、第二研究部長、安全管理部長及び核燃料取扱主務者に報告する。</p>	
	<p>(保全活動の有効性評価)</p> <p>第42条の5 第二研究部長及び安全管理部長は、保全活動から得られる情報等から、保全活動の有効性を評価し、保全活動が有効に機能していることを確認する。</p> <p>2 第二研究部長及び安全管理部長は前項の確認の結果、必要と認められる場合には見直しを行い、継続的な改善に繋げる。</p>	

※該当箇所を青字で示す。また、変更箇所を赤字で示す

保安規定審査基準	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考																																								
使用規則第2条の12第1項 第14号 記録及び報告	第11章 記録及び報告																																									
<p>1. 使用施設等に係る保安に関し、必要な記録を適正に作成し、管理することが定められていること。その際、保安規定及びその下位文書において、必要な記録を適正に作成し、管理するための措置が定められていること。</p> <p>2. 使用規則第2条の11に定める記録について、その記録の管理に関すること(計量管理規定及び核物質防護規定で定めるものを除く。)が定められていること。</p> <p>3. 工場又は事業所の長及び保安の監督に関する責任者に報告すべき事項が定められていること。</p> <p>4. 特に、使用規則第6条の10各号に掲げる事故故障等の事象及びこれらに準ずるものが発生した場合においては、経営責任者に確実に報告がなされる体制が構築されていることなど、安全確保に関する経営責任者の強い関与が明記されていること。</p> <p>5. 当該事故故障等の事象に準ずる重大な事象について、具体的に明記されていること</p>	<p>(記 録)</p> <p>第61条 第二研究部長及び安全管理部長は、別表第16第1欄に掲げる事項について、それぞれ同表第2欄に掲げるところに従い、同表第3欄に掲げる者に記録させ、それぞれ同表第4欄に掲げる者に、同表第5欄に掲げる期間保存させる。</p> <p style="text-align: center;">別表第16 核燃料物質の使用等に関する記録</p> <p>(1) 核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11に定める記録</p> <table border="1" data-bbox="1093 438 1792 1420"> <thead> <tr> <th>記 録 事 項</th> <th>記録すべき場合</th> <th>記録責任者</th> <th>保存責任者</th> <th>保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果</td> <td>確認の都度</td> <td>安全管理部長</td> <td>安全管理部長</td> <td>同一事項に関する次の確認のときまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名</td> <td>施設管理の実施の都度</td> <td>第二研究部長</td> <td>第二研究部長</td> <td>施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名</td> <td>評価の都度</td> <td>第二研究部長</td> <td>第二研究部長</td> <td>評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間</td> </tr> <tr> <td>2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率</td> <td>毎日作業中1回</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度</td> <td>排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度</td> <td>毎週1回</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>5年間</td> </tr> <tr> <td>(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と</td> <td>1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>放射線管理グループ長</td> <td>核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果	確認の都度	安全管理部長	安全管理部長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間	(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	第二研究部長	第二研究部長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間	(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	第二研究部長	第二研究部長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間	2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間	(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間	<p>(2) 管理部業務の一部を安全管理部業務として集約(一元化)するため(1箇所)(管理部長及び管理課長の記載削除を含む)。</p>
記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																						
1. 使用施設等の施設管理に係る記録 (イ) 使用前確認の結果	確認の都度	安全管理部長	安全管理部長	同一事項に関する次の確認のときまでの期間																																						
(ロ) 施設管理の実施状況及びその担当者の氏名	施設管理の実施の都度	第二研究部長	第二研究部長	施設管理を実施した使用施設等の解体又は廃棄をした後5年が経過するまでの期間																																						
(ハ) 施設管理方針、施設管理目標及び施設管理実施計画の評価の結果及びその評価の担当者の氏名	評価の都度	第二研究部長	第二研究部長	評価を実施した使用施設等の施設管理方針、施設管理目標又は施設管理実施計画の改定までの期間																																						
2. 放射線管理記録 (イ) 使用施設等の放射線遮蔽物の側壁における線量当量率	毎日作業中1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間																																						
(ロ) 放射性廃棄物の排気口又は排気監視設備及び排水口又は排水監視設備における放射性物質の濃度	排気又は排水の都度(連続して排気又は排水をする場合は連続して)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間																																						
(ハ) 管理区域及び周辺監視区域における線量当量率((イ)に規定する場合のものを除く。)並びに管理区域における空気中の放射性物質の1週間についての平均濃度及び放射性物質によって汚染された物の表面の放射性物質の密度	毎週1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	5年間																																						
(ニ) 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量、女子(妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を使用者に書面で申し出た者を除く。)の放射線業務従事者の4月1日、7月1日、10月1日及び1月1日を始期と	1年間の線量にあつては毎年度1回、3月間の線量にあつては3月ごとに1回、1月間の線量にあつては1月毎に1回	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	核燃料物質の使用等に関する規則第2条の11第5項に定める期間																																						

※該当箇所を青字で示す。また、変更箇所を赤字で示す

保安規定審査基準	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考																																								
使用規則第2条の12第1項 第14号 記録及び報告	第11章 記録及び報告																																									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1086 244 1355 284">記 録 事 項</th> <th data-bbox="1355 244 1485 284">記録すべき場合</th> <th data-bbox="1485 244 1574 284">記録責任者</th> <th data-bbox="1574 244 1664 284">保存責任者</th> <th data-bbox="1664 244 1794 284">保存期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1086 284 1355 427"> する各3月間の線量並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量 </td> <td data-bbox="1355 284 1485 427">原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間で以降に限る)</td> <td data-bbox="1485 284 1574 427">放射線管理グループ長</td> <td data-bbox="1574 284 1664 427">放射線管理グループ長</td> <td data-bbox="1664 284 1794 427">(二)に同じ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 427 1355 571">(ヘ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量</td> <td data-bbox="1355 427 1485 571">その都度</td> <td data-bbox="1485 427 1574 571">放射線管理グループ長</td> <td data-bbox="1574 427 1664 571">放射線管理グループ長</td> <td data-bbox="1664 427 1794 571">(二)に同じ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 571 1355 810">(ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴</td> <td data-bbox="1355 571 1485 810">その者が当該業務に就く時</td> <td data-bbox="1485 571 1574 810">放射線管理グループ長</td> <td data-bbox="1574 571 1664 810">放射線管理グループ長</td> <td data-bbox="1664 571 1794 810">(二)に同じ</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 810 1355 938">(チ) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路</td> <td data-bbox="1355 810 1485 938">運搬の都度</td> <td data-bbox="1485 810 1574 938">ホット試験技術開発室長</td> <td data-bbox="1574 810 1664 938">安全管理部長</td> <td data-bbox="1664 810 1794 938">1年間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 938 1355 1121">(リ) 廃棄施設に保管廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法</td> <td data-bbox="1355 938 1485 1121">廃棄の都度</td> <td data-bbox="1485 938 1574 1121">ホット試験技術開発室長</td> <td data-bbox="1574 938 1664 1121">放射線管理グループ長</td> <td data-bbox="1664 938 1794 1121">使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 1121 1355 1201">(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法</td> <td data-bbox="1355 1121 1485 1201">封入又は固型化の都度</td> <td data-bbox="1485 1121 1574 1201">ホット試験技術開発室長</td> <td data-bbox="1574 1121 1664 1201">放射線管理グループ長</td> <td data-bbox="1664 1121 1794 1201">使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1086 1201 1355 1401">3. 操作記録 (イ) 警報装置から発せられた警報の内容*</td> <td data-bbox="1355 1201 1485 1401">その都度</td> <td data-bbox="1485 1201 1574 1401">ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長</td> <td data-bbox="1574 1201 1664 1401">ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長</td> <td data-bbox="1664 1201 1794 1401">1年間</td> </tr> </tbody> </table>	記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間	する各3月間の線量並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間で以降に限る)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(二)に同じ	(ヘ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(二)に同じ	(ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(二)に同じ	(チ) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	ホット試験技術開発室長	安全管理部長	1年間	(リ) 廃棄施設に保管廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	ホット試験技術開発室長	放射線管理グループ長	使用の廃止までの期間	(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	ホット試験技術開発室長	放射線管理グループ長	使用の廃止までの期間	3. 操作記録 (イ) 警報装置から発せられた警報の内容*	その都度	ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長	ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長	1年間	(2)管理部業務の一部を安全管理部業務として集約(一元化)するため(2箇所)(管理部長及び管理課長の記載削除を含む)。
	記 録 事 項	記録すべき場合	記録責任者	保存責任者	保存期間																																					
	する各3月間の線量並びに本人の申出等により使用者が妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者については出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量 (ホ) 4月1日を始期とする1年間の線量が20mSvを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回(左欄に掲げる当該1年間で以降に限る)	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(二)に同じ																																					
	(ヘ) 放射線業務従事者が緊急作業に従事した期間の始期及び終期並びに放射線業務従事者の当該期間の線量	その都度	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(二)に同じ																																					
	(ト) 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	放射線管理グループ長	放射線管理グループ長	(二)に同じ																																					
	(チ) 工場又は事業所の外において運搬した核燃料物質等の種類別の数量、その運搬に使用した容器の種類並びにその運搬の日時及び経路	運搬の都度	ホット試験技術開発室長	安全管理部長	1年間																																					
	(リ) 廃棄施設に保管廃棄し、又は海洋に投棄した放射性廃棄物の種類、当該放射性廃棄物に含まれる放射性物質の数量、当該放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、当該容器の数量及び比重並びにその廃棄の日時、場所及び方法	廃棄の都度	ホット試験技術開発室長	放射線管理グループ長	使用の廃止までの期間																																					
	(ヌ) 放射性廃棄物を容器に封入し、又は容器に固型化した場合には、その方法	封入又は固型化の都度	ホット試験技術開発室長	放射線管理グループ長	使用の廃止までの期間																																					
3. 操作記録 (イ) 警報装置から発せられた警報の内容*	その都度	ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長	ホット試験技術開発室長、放射線管理グループ長及び施設管理グループ長	1年間																																						

※変更箇所を赤字で示す

保安規定審査基準	核燃料物質使用施設等 保安規定	備考																																													
使用規則第2条の12第1項 第14号 記録及び報告	第11章 記録及び報告																																														
	<table border="1" data-bbox="1081 244 1792 1018"> <thead> <tr> <th>記 録 事 項</th> <th>記 録 す べ き 場 合</th> <th>記 録 責 任 者</th> <th>保 存 責 任 者</th> <th>保 存 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の日時</td> <td>その都度</td> <td>第二研究部長及び安全管理部長</td> <td>第二研究部長及び安全管理部長</td> <td>使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置</td> <td>その都度</td> <td>第二研究部長及び安全管理部長</td> <td>第二研究部長及び安全管理部長</td> <td>使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 事故の原因</td> <td>その都度</td> <td>第二研究部長及び安全管理部長</td> <td>第二研究部長及び安全管理部長</td> <td>使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td>(ニ) 事故後の処置</td> <td>その都度</td> <td>第二研究部長及び安全管理部長</td> <td>第二研究部長及び安全管理部長</td> <td>使用の廃止までの期間</td> </tr> <tr> <td>5. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画</td> <td>策定の都度</td> <td>第二研究部長</td> <td>第二研究部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>(ロ) 保安教育の実施日時及び項目</td> <td>実施の都度</td> <td>第二研究部長</td> <td>第二研究部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>(ハ) 保安教育を受けた者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>第二研究部長</td> <td>第二研究部長</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録</td> <td>当該文書又は記録の作成又は変更の都度</td> <td>保安品質保証責任者</td> <td>保安品質保証責任者</td> <td>当該文書又は変更後3年が経過するまでの期間</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1055 1034 1753 1090">* 核燃料物質使用許可申請書類に記載された警報発報について記録を行う。 検査、点検、保守、工事、訓練及び設備の起動・停止に伴う異常ではないことが明らかでない警報発報を除く。</p>	記 録 事 項	記 録 す べ き 場 合	記 録 責 任 者	保 存 責 任 者	保 存 期 間	4. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	第二研究部長及び安全管理部長	第二研究部長及び安全管理部長	使用の廃止までの期間	(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	第二研究部長及び安全管理部長	第二研究部長及び安全管理部長	使用の廃止までの期間	(ハ) 事故の原因	その都度	第二研究部長及び安全管理部長	第二研究部長及び安全管理部長	使用の廃止までの期間	(ニ) 事故後の処置	その都度	第二研究部長及び安全管理部長	第二研究部長及び安全管理部長	使用の廃止までの期間	5. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画	策定の都度	第二研究部長	第二研究部長	3年間	(ロ) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	第二研究部長	第二研究部長	3年間	(ハ) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	第二研究部長	第二研究部長	3年間	6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	保安品質保証責任者	保安品質保証責任者	当該文書又は変更後3年が経過するまでの期間	
	記 録 事 項	記 録 す べ き 場 合	記 録 責 任 者	保 存 責 任 者	保 存 期 間																																										
	4. 使用施設等の事故記録 (イ) 事故の発生及び復旧の日時	その都度	第二研究部長及び安全管理部長	第二研究部長及び安全管理部長	使用の廃止までの期間																																										
	(ロ) 事故の状況及び事故に際して採った処置	その都度	第二研究部長及び安全管理部長	第二研究部長及び安全管理部長	使用の廃止までの期間																																										
	(ハ) 事故の原因	その都度	第二研究部長及び安全管理部長	第二研究部長及び安全管理部長	使用の廃止までの期間																																										
(ニ) 事故後の処置	その都度	第二研究部長及び安全管理部長	第二研究部長及び安全管理部長	使用の廃止までの期間																																											
5. 保安教育の記録 (イ) 保安教育の実施計画	策定の都度	第二研究部長	第二研究部長	3年間																																											
(ロ) 保安教育の実施日時及び項目	実施の都度	第二研究部長	第二研究部長	3年間																																											
(ハ) 保安教育を受けた者の氏名	実施の都度	第二研究部長	第二研究部長	3年間																																											
6. 品質管理基準規則第4条第3項に規定する品質マネジメント文書及び品質マネジメントシステムに従った計画、実施、評価及び改善状況の記録	当該文書又は記録の作成又は変更の都度	保安品質保証責任者	保安品質保証責任者	当該文書又は変更後3年が経過するまでの期間																																											